

公立大学法人沖縄県立芸術大学学生支援室規程

令和3年5月26日

沖芸大規程第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則（令和3年沖芸大規則第3号）第17条第3項に基づき、学生支援室（以下「支援室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援室は、次に掲げる教職員をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 保健業務専門員
 - (3) 教務学生課学生担当
 - (4) 学生委員会委員のうち、各学部及び全学教育センターから選出された委員 各1名
- 2 支援室にアドバイザーを置き、スクールカウンセラー及びカウンセリングアドバイザーをもって充てる。
- 3 アドバイザーは、室長の求めに応じ、支援室の業務について助言する。

(室長)

第3条 室長は、支援室の管理運営及び支援室に関する業務を総括する。

- 2 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる項目について協議し、学内の他部署との連携を図ることを業務とする。

- (1) 保健室業務及び学生相談室業務に関すること
- (2) バリアフリー推進について
- (3) 修学困難な学生の支援に関すること
- (4) 修学に係る合理的配慮を申し出た学生への支援に関すること
- (5) その他学生支援の推進に関すること

(守秘義務)

第5条 支援室の業務に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、学生の合意がない限り、知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、職務上必要な場合や、学生や関係者に明白な危険が予見される場合はこの限りでない。

(庶務)

第6条 学生支援室に関する庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て、担当副学長が別に定める。

附 則（令和3年5月26日理事長決裁）

この規程は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。